

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応指針（令和3年1月17日改定）

レベル	授業（講義・実験・実習）	研究活動	会議・委員会	学生のサークル等活動	事務体制
1 （制限小） 〔注意〕	・感染拡大防止措置を講じた上で通常どおり実施する。	・研究室の感染拡大防止措置を講じた上で通常どおり実施する。	・感染拡大防止措置を講じた上で通常どおり実施する。	・感染拡大防止措置を講じた上で通常どおり実施する。	・感染拡大防止措置を講じた上で通常どおり行う。
2 （制限中） 〔警戒〕	・遠隔授業を実施する。（情報処理実習室等での遠隔授業の受講は認める。） ・感染拡大防止措置を講じた上で、対面授業の一部を実施する。	・研究活動は継続できるが、研究室の感染拡大防止措置を講じた上で、出来る限り短時間で実施する。	・会議等は感染拡大防止措置を講じた上で実施するが、必要に応じて書面又はオンラインにより実施する。	・学校外での活動は禁止とする。 ・サークル棟は更衣等短時間の使用のみ認める。	・感染拡大防止措置を講じた上で通常どおり行う。 ・時差出勤及び在宅勤務を行う。
3 （制限大） 〔警報〕	・遠隔授業を実施（情報処理実習室等での遠隔授業の受講は認める。） ・感染拡大防止措置を講じた上で、実験・実習等（必要なものに限る）を実施する。	・研究活動は継続できるが、研究室の感染拡大防止措置を講じた上で、必要最低限の人数かつ短時間で実施する。	・会議等は、原則として、延期又は中止、並びに書面又はオンラインにより実施する。	・全面禁止とする。 ・サークル棟は使用禁止とする。	・感染拡大防止措置を講じた上で行う。 ・時差出勤及び在宅勤務を積極的に行う。
4 （原則停止） 〔特別警報〕	・遠隔授業のみ実施する。（全ての実験・実習は中止する。） ・学部学生及び大学院生は登校禁止とする。	・研究中止により著しい損失が生じる場合又は研究機器等の維持が必要な場合に限り、学部長の承認を得た者のみ、短時間、研究室等に入室できる。	・原則として中止又は延期とするが、大学運営上必要な会議等は、書面又はオンラインにより実施する。	・全面禁止とする。 ・サークル棟は使用禁止とする。	・原則として在宅勤務を行う。 ・大学機能を最低限維持するための業務は行う。

学生又は教職員等に感染者が発生し、発症2日前以降に大学内に入構していたケース

（学校閉鎖） 行政機関と協議し、大学が決定した期間、学校を閉鎖する。	・学内施設を利用した授業（実験・実習を含む。）は中止する。 ・学部学生及び大学院生は登校禁止とする。	・研究機器等の維持が必要な場合に限り、学部長の承認を得た者のみ、短時間、研究室等に入室できる。	・大学運営上必要な会議等のみ、書面又はオンラインにより実施する。	・全面禁止とする。 ・サークル棟は使用禁止とする。	・在宅勤務を行う。 ・大学機能を最低限維持するための業務を必要最小限の人数で行う。
---------------------------------------	---	---	----------------------------------	------------------------------	--

※ 対応指針は、新型コロナウイルス感染の状況等に応じて、適宜、見直す。